

車両免許取得及び通学に関する規程

第1章 総則

第1条 この規程における車両とは、自転車・バイク等（特定小型原付・原動機付自転車・自動二輪車）・自動車のことをいう。

第2条 車両を使用する者は、人命の尊重の上にとって交通道德を高揚し、交通関係法規を遵守して、安全運転を心がけなければならない。

第2章 バイク等及び自動車運転免許取得について

第3条 免許取得を必要とする未成年者は、保護者が免許取得届を提出しなければならない。

第4条 免許取得のための欠席、欠課、遅刻を禁ずる。

第3章 バイク等及び自動車通学について

第5条 バイク等及び自動車に通学しようとする者は、次の各号に該当しなければならない。

- 1 所定の通学許可願と誓約書を提出する。その際、必ず任意保険に加入していることを条件とする。
- 2 提出された通学許可願と誓約書については、生徒指導部で審議した後、校長が許可する。
- 3 毎年4月に通学許可願と誓約書を生徒指導部に提出し、校長の許可を得る。
- 4 車両が変わった場合は、通学許可願と誓約書を生徒指導部に提出し、校長の許可を得る。

第6条 バイク等及び自動車通学を許可された者は、交通関係法規及び次の各号を遵守しなければならない。

- 1 届け出以外の車両での通学を禁止する。
- 2 車両に同乗させない。
- 3 車両の貸し借りをしない。
- 4 使用車両は常に整備して定期的に点検を受ける。また、違法改造等はしない。
- 5 登校後は下校するまでの間、車両の使用を禁止する。
- 6 車両は指定された場所に置き、必ず施錠する。
- 7 校外行事における車両の使用は禁止する。
- 8 交通違反及び交通事故等を起こした場合は、直ちに警察と保険会社に連絡をした後、学校へ連絡する。

第4章 指導・処分について

第7条 規程に違反した者は、指導・処分の対象とする。指導・処分の内容は、職員会議で審議し決定する。

第8条 上記以外で免許取得、車両通学に関して、特別な事由のある場合は、職員会議で審議し決定する。

附則 平成26年1月22日 一部改正
令和5年9月20日 一部改正